

秋田県公報

目次

監査結果公告第4号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行したので、同条第3項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

監査委員公告

監査結果公告第4号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行したので、同条第3項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成14年3月11日

秋田県監査委員 天野進
秋田県監査委員 小玉和夫

第1 請求の受理
1 請求書收受年月日
平成14年1月11日

2 請求人
秋田市桜一丁目5番19号

団体役員

鈴木匡

河辺郡河辺町戸島字本町152番地

鈴木サキ子

秋田市保戸野鉄砲町3番55号

桜田鐘子

湯沢市深堀字深堀5番地

柴田奎介

湯沢市湯ノ原一丁目1番36号

高橋忠

秋田市仁井田本町二丁目16番6号

団体役員

高橋京子

秋田市仁井田本町一丁目16番6号 自 営 奈良知
秋田市仁井田二ツ屋二丁目4番7号 団体役員 後藤和夫
秋田市槇山城南新町8番11号 鈴木正和

3 請求の要旨（原文）

(1) 県教委は、平成11年4月に保健体育課団体準備室を新設し、同時に外部の団体である第62回秋田県国体競技力向上対策本部（本部長・蒔苗昭三郎）及び第62回国体秋田県準備委員会（会長寺田典城）は、その事務局を右準備室に置き現在に至っている。

右2団体は、県補助金（選手強化対策費補助金、第62回国民体育大会秋田県準備委員会補助金）を主な収入に活動する団体であって、右補助金交付事務局は団体準備室が所管している。

団体準備室（県職員24名）は「国民体育大会の開催に関する」事務を行うとされるが（県教委行政組織規則）、秋田県体に関連する全ての事務・事業を一般的・概括的に所掌するものではないことは当然である。なぜなら、国体開催やその準備は県だけが行うものではないし、団体準備室は県教委の事務局であるから、右関連業務のうち県が直接行うべき事務で、かつ県教委の権限に属する事務（地方教育行政法18条）でなければならぬ。だからこそ、県は、県が行わない関連事務、すなわち県体協加盟各競技団体等が行う選手強化事業や国体諸準備事務を担う前記2団体に対し公金から補助金を出し助成をしている。従って、右職員らを守るべき「職務専念義務」（地公法35条）は、右の意味での県事務に専念する義務である。

ところが、団体準備室の職務の実態は右2団体の事務がほとんどである。残るわずかの県事務も団体事務と区別なく渾然一体に行われている。事務費も給与と赴任・研修旅費以外は団体会計から支出されている。更に、同室長は右2団体の事務局長、その他職員は団体事務局員として右2団体の本部長、会長らの指揮・監督を受けて執務している。会議・出張等の復命も団体に行われている。

(2) 以上のように、右職員らは、県教委や教育長らの命によって、県から給与を受けながら民間団体の職務を行っているものである。これは公務員としての最も基本的な「職務専念義務」（地公法35条）に明白に違反している。県の事務を行う費用は県が支出し、団体が行う事務の費用は団体が支出するのが当然であるから（地自法232条）、「ジョーク、ジョーク」（一般職職員の給与と条例第14条等）の原則により、右職員らに県民の税金から給与を支給することは許されない。よって、右違法支出に責任ある職員に対し、平成11年4月以降に支払った給与の賠償を求め、今後右給与の支給を差止めること、等

の勧告を知事に行うよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

ただし、平成13年1月10日以前に支給された給与に関する請求は、法第242条第2項で定める1年の期間を経過してなされたものであり、同項ただし書の「正当な理由」があると判断すべき特段の事情も認められないことから、受理しないこととした。

第2 監査委員の除斥

監査委員辻久男及び監査委員小田嶋伝一は、法第199条の2の規定により除斥した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

保健体育課国体準備室（以下「準備室」という。）の県職員に対する給与の支給が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

2 監査対象課

教育庁総務課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定により、平成14年2月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの証拠の提出及び陳述はなかった。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 監査の対象とした給与の支給

本件請求がなされた平成14年1月11日から遡って1年以内に準備室の県職員（以下「準備室職員」という。）に支給された給与の額は1777,472,867円である。

本件請求後、監査委員が監査執行した平成14年2月19日までに支給された給与の額は11,409,091円である。

(2) 準備室の概要

準備室は、平成11年4月1日に教育庁保健体育課内に設置された国民体育大会（以下「国体」という。）の開催に関する事務を分掌する課内室であり、その組織及び人員は次のとおりである。

平成11年度：室長1）— 総務・企画担当6）
 競技・式典担当4） 計11名

平成12年度：室長1）— 総務・企画班6）

— 競技・式典班4）
 — 競技力向上対策班5） 計16名

平成13年度：室長1）— 総務・企画班5）

— 施設・調整班4）
 — 競技・式典班7）
 — 競技力向上対策班7） 計24名

(3) 第62回国民体育大会秋田県準備委員会（以下「準備委員会」という。）の概要

準備委員会は、平成7年9月22日に設立されており、その目的、事業及び組織は次のとおりである。

ア 目的

第62回国民体育大会（以下「本件国体」という。）を秋田県において開催するために必要な準備を行うことを目的としている。

イ 事業

前記の目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- (ア) 本件国体開催に必要な総合計画に関すること。
- (イ) 本件国体実施競技及び会場地市町村選定に関すること。
- (ウ) 本件国体実施競技の開催・運営に関すること。
- (エ) 本件国体開催に必要な施設・設備の整備推進に関すること。
- (オ) 文部省、(財)日本体育協会（以下「日体協」という。）、関係競技団体、その他関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (カ) その他本件国体開催に必要なこと。

ウ 組織

準備委員会は、会長及び委員をもって組織され、委員は、県、県議会、県教育委員会、県内市町村、市町村議会、(財)県体育協会、市町村教育委員会及び関係機関・団体の代表等のうちから会長が委嘱している。

なお、会長は、秋田県知事をもって充てられている。

(4) 第62回秋田国体競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）の概要
 対策本部は、平成7年12月15日に設立されており、その目的、事業及び組織は次のとおりである。

ア 目的

本件国体の秋田県開催を契機として、本県スポーツの格段の普及・振興を図り、もって本県スポーツの発展に資することを目的としている。

イ 事業

- 前記の目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。
- (ア) スポーツの普及・振興の総合計画に関すること。
 - (イ) 競技力向上の総合計画に関すること。
 - (ウ) 競技力向上事業の実施に関すること。
 - (エ) 競技力向上の条件整備に関すること。
 - (オ) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

ウ 組織
 対策本部は、県職員、関係市町村職員、県体協関係者、加盟団体関係者、関係機関団体の代表者及び学識経験者等の中から本部長が委嘱した委員をもって構成されている。

なお、対策本部長は、秋田県体育協会会長が充てられている。

- (5) 準備室職員の準備委員会及び対策本部（以下「本件2団体」という。）の事務局事務への従事について
- ア 本件2団体の事務局（以下「本件事務局」という。）について
 本件事務局は準備室に置くこととされ、それぞれ当該団体の運営等に関する事務を処理することを所掌事務（以下「本件事務局事務」という。）としている。

また、本件事務局には、それぞれ事務局長、事務局次長、事務局員を置くこととされ、準備室職員等にそれぞれの団体の長からの委嘱状が交付されている。

- イ 準備室職員の本件事務局事務に従事について
 準備室において準備室職員が従事している事務は本件事務局事務が大部分であり、準備室職員は県職員の身分のまま、本件事務局職員の職名により本件事務局事務を行っている。
- なお、本件事務局事務以外の準備室の事務については、県職員としての職名により事務を行っている。

- ウ 準備室職員の本件事務局職員就任手続きについて
 準備室職員が本件事務局職員に就任し、本件事務局事務に従事することについて、秋田県教育庁職員等服務規程（以下「服務規程」という。）第6条に規定する職務免除（以下「職務免除」という。）の手続は行われていない。

なお、服務規程第19条に規定する団体等役職員就任承認の手続も行われていない。

- 2 監査対象課の説明
- (1) 準備室について

団体はスポーツ振興法第6条において、「財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する」とされ、県が主催者であることが明記されている。したがって、団体開催に関する事務は、法第2条第2項に規定する県が処理する事務である。

準備室は、団体開催準備事務を行うために教育庁保健体育課内に設置した課内室であり、あらかじめ準備室の事務と本件2団体の事務に従事させる目的で職員を配置している。

- (2) 準備委員会及び同事務局について
 日体協では、円滑な団体運営を行うために、国民体育大会開催基準要項を定め、開催地都道府県は大会運営のために実行委員会を設置することを義務づけられている。

これを受けて県は、「第62回国民体育大会秋田県準備委員会」という名称の実行委員会を設置した。

準備委員会を行う事務の内容は、団体の主催者である県が行うべき事務であり、これらの事務を市町村、関係機関及び関係団体等と連携しながら効率的に実施しているのが準備委員会の事務局である。

平成13年度の事務局職員は、事務局長以下17名であり、会長からの委嘱により事務局職員を務めている。

- (3) 対策本部及び同事務局について
 いわゆる地方分権一括法による改正前の法第2条第8項別表第1の34の2において、都道府県は「スポーツの振興に必要な事務を行う」と明記されている。

また、スポーツ振興法第14条第1項によれば、競技力向上に関する県の責務について、「国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

したがって、スポーツに関する競技力向上対策も、法第2条第2項に規定する県が処理する事務である。

そして、本件団体に向けた競技力向上対策を各競技団体と密接に連携して行うために、準備委員会の幹事会において対策本部を設置してあたらせるという方針が打ち出され、平成7年12月に対策本部が設置されたものである。

対策本部が行う事業の内容は、県の行うべき競技力向上対策事務であり、これらの事業を具体的に展開しているのが対策本部の事務局である。

平成13年度の事務局職員は、事務局長以下8名（事務局長は、準備委員会事務局長を兼任）であり、本部長からの委嘱により事務局職員を務めている。

(4) 地方公務員法(以下「地公法」という。)第35条違反との請求人の主張に対する反論

地公法第35条において地方公共団体の職員は「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定しており、請求人は、準備室職員が県以外の団体である準備委員会及び対策本部の事務に従事したことは、この地公法第35条に規定する職務専念義務に違反していると主張している。

しかし、前述のとおり、本件2団体の事務は、法第2条第2項に規定する県が処理することとされた事務に該当し、今回、県民の総力を挙げ、県民総参加の団体とするため、また、併せて競技力向上を図るため、関係諸団体等との連携の必要性から設立した本件2団体において、準備室職員をしてその事務に従事させたとしても、本件2団体における事務がすなわち県が処理すべき事務であるという事実是不変である。

したがって、準備室職員は、本件2団体において、本来秋田県がなすべき責を有する事務に従事したものとイえるから、職務専念義務に違反しているものではない。

この判断は、判例(平成10年6月12日最高裁判決)において是認されている。

(5) 給与支給の適法性について

これまで述べたとおり、準備室職員の本件事務局における事務従事は、地公法第35条に違反するものではなく、また、準備室職員は一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第3条等に規定する「勤務」を行っているものであることから、給与の支払いに何ら違法な点はない。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 地公法第35条違反の主張について

地公法第35条は、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定している。

準備室職員は、同法同条に定める「条例に特別の定がある場合」である、職務免除の承認を受けないで、県職員の身分のまま、本件事務局職員の職名により本件事務局事務に従事しているものであるが、このような場合、地公法第35条に違反するか否かについて、平成9年3月27日の東京高裁判決によれば、県

職員が行った事務が、本来県の事務として独自に行うことのできる性質を有するものであれば、たまたま関係諸団体との連携の必要性から設立した団体において県職員をして従事させたとしても、県がなすべき責を有する事務に従事したものとイえるから、その行為が地公法第35条に違反するとはいえないと判示されており、この判断は上告審(平成10年6月12日最高裁第2小法廷)においても是認されている。

そこで、準備室職員が従事している本件事務局事務が本来県が県の事務として独自に行うことのできる性質を有するものといえるか否かについて検討する。

まず、準備委員会について検討すると、本件団体開催は県が主催者であることから、本件団体開催の準備に関する事務も県の事務であるといえる。そして、準備委員会は、この本件団体開催のために必要な準備を行うことを目的に設立した団体であり、準備室職員が従事している準備委員会事務局の事務は、本件団体開催のために必要な準備に関する事務であることから、本来県の事務として独自に行うことのできる性質を有する事務であるといえる。

次に、対策本部について検討すると、いわゆる地方分権一括法による改正前の法第2条第8項別表第1の34の2において、都道府県は「スポーツの振興に必要な事務を行う」とされている。そして、対策本部は、本件団体の開催を契機として本県スポーツの格段の普及・振興を図り、本県スポーツの発展に資することを目的に設立された団体であり、準備室職員が従事している対策本部事務局の事務は、本県スポーツの普及・振興に関する事務であることから、本来県の事務として独自に行うことのできる性質を有する事務といえる。

そうすれば、準備室職員は、本来県の事務として独自に行うことのできる性質を有する事務を、監査対象課が前記2項2及び3で主張する必要性等から設立した本件2団体に行っているものであり、前記判例によれば、準備室職員は県がなすべき責を有する事務に従事したものとイえるから、準備室職員の本件事務局事務従事は地公法第35条に違反しないものと判断する。

(2) 給与の支給について

前述のとおり、準備室職員の本件事務局事務従事は地公法第35条に違反するものではなく、準備室職員は給与条例に規定する勤務を行っているものであり、準備室職員に対する給与の支給を違法とする理由は見いだせない。

(3) 結論

以上のことから、本件請求には理由がないものと判断する。

なお、準備室職員は当該地方公共団体がなすべき責を有する職務に従事しているものであるから、職務免除の手続は必要ないものであるが、本件2団体の

役職員に就任するにあたっての手続については遺漏が認められたので、今後十分留意するよう付言する。

監査結果公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行したので、同条第3項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成14年3月11日

秋田県監査委員 天野 進
秋田県監査委員 小玉 和夫

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日
平成14年1月11日

2 請求人

秋田市桜一丁目5番19号

団体役員 松本 匡

河辺郡河辺町戸島字本町152番地

鈴木 サキ子

秋田市保戸野鉄砲町3番55号

桜田 鐘子

湯沢市深堀字深堀5番地

柴田 奎介

湯沢市湯ノ原一丁目1番36号

高橋 京子

秋田市仁井田本町二丁目16番6号

団体役員 高橋 京子

秋田市仁井田本町一丁目16番6号

自営 奈良 知夫

秋田市市井田二ツ屋二丁目4番7号

団体役員 後藤 和夫

秋田市植山城南新町8番11号

鈴木 正和

3 請求の要旨（原文）

（1）事実証明に明らかによい、教育庁保健体育課国体準備室には、平成11年4月から現在まで、外部の民間団体である第62回秋田国体競技力向上対策本部（本部長・蒔苗昭三郎）及び第62回国体秋田県準備委員会（会長寺田典城）の事務局が設置され、同準備室職員（24名）及び右2団体職員（2名）が、右2団体の事務局職員として執務している。そして、県庁舎である右準備室は行政財産使用許可もいまま右2団体の事務局として無断で占有・使用され、県の物品である事務機器、机、ロッカーその他の備品等は団体事務のために違法に占有・使用され、電気代・冷暖房等のランニングコストはなんらの対価なしに無断で消費されている。県職員でない団体職員（2名）に対し、机等の備品まで提供されている。

県庁舎等が民間団体によって無許可で長期間占拠、放置されるようなことは

許されないことである。県補助金を交付する側の国体準備室が補助金受領団体の事務局を兼ね、補助金交付事務を執行する同室長らの県職員が補助金受領団体の事務局長や事務局員を兼ね、県職員が県の職務ではなく補助金受領団体の予算で団体職務を行うことをもっぱらとするような公共団体としての基本を踏みはずすような公私混同が、県財産の管理についてもこのような乱脈を生みだしている。

秋田国体を県民に成果あるものとするためには、このような関係団体との癒着・乱脈を精算し、公正で透明な国体準備をすすめることが大切であると考え

（2）以上のような県財産の管理は、地自法238条の4及び238条の5に違反して県の財産の管理を怠り、県に多大の損害を与えているものであるから、平成11年4月から現在までの右2団体に係る県庁舎・物品の使用・占有等の実態を監査し、関係職員に対し、現在までに県が受けた損害について賠償を命じること、右2団体を同準備室から退去させて財産保全を図ること、等の勧告を知事に行うことを求める。

4 請求の要件審査
本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

なお、請求の要旨によれば、請求人は、保健体育課国体準備室（以下「準備室」という。）がある県庁舎及び準備室の物品（以下「県庁舎等」という。）が違法に使用されていること自体が法第242条に規定する「財産の管理を怠る事実」（以下「怠る事実」という。）にあたることを主張しているが、同条に規定する「財産の管理」とは、住民監査請求の目的から、庁舎等の一般的な管理そのものに及ぶものではなく、当該地方公共団体の有する財産の財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財産管理に限られるものとされている。

したがって、請求人が、県庁舎等が違法に使用されていること自体をもって怠る事実にあたることを主張しているとすれば、住民監査請求の対象とはならないものであるが、請求人の主張は、県庁舎等の違法な使用により県に金銭債権が生じているのにその徴収を怠っていることをもって怠る事実にあたることを主張であると解し、本件請求を受理したことを付言する。

第2 監査委員の除斥

監査委員辻久男及び監査委員小田嶋伝一は、法第199条の2の規定により除斥した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項
準備室の県職員（以下「準備室職員」という。）並びに第62回国民体育大会秋田県準備委員会（以下「準備委員会」という。）及び第62回秋田県体競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）の任用した職員が、準備委員会及び対策本部（以下「本件2団体」という。）の事務局の事務を行うために県庁舎等を使用することにより、本件2団体に対して金銭債権が生ずるか否か。
金銭債権が生ずるとした場合、当該金銭債権について違法又は不当な怠る事実があるか否か。

2 監査対象課
出納局管財課
教育庁保健体育課

3 請求人の証拠の提出及び陳述
法第242条第5項の規定により、平成14年2月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの証拠の提出及び陳述はなかった。

第4 監査の結果
1 事実関係の確認
（1）準備室の概要

準備室は、平成11年4月1日に教育庁保健体育課内に設置された国民体育大会（以下「国体」という。）の開催に関する事務を分掌する課内室であり、その組織及び人員は次のとおりである。

平成11年度：室長1）	総務・企画担当6）	計11名
	競技・式典担当4）	
平成12年度：室長1）	総務・企画班6）	
	競技・式典班4）	
	競技力向上対策班5）	計16名
平成13年度：室長1）	総務・企画班5）	
	施設・調整班4）	
	競技・式典班7）	
	競技力向上対策班7）	計24名

（2）準備委員会の概要
準備委員会は、平成7年9月22日に設立されており、その目的、事業及び組織は次のとおりである。

ア 目的
第62回国民体育大会（以下「本件国体」という。）を秋田県において開催するために必要な準備を行うことを目的としている。

イ 事業

前記の目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- （ア）本件国体開催に必要な総合計画に関すること。
（イ）本件国体実施競技及び会場地市町村選定に関すること。
（ウ）本件国体実施競技の開催・運営に関すること。
（エ）本件国体開催に必要な施設・設備の整備推進に関すること。
（オ）文部省、(財)日本体育協会、関係競技団体、その他関係機関・団体との連絡調整に関すること。

（カ）その他本件国体開催に必要なこと。

ウ 組織

準備委員会は、会長及び委員をもって組織され、委員は、県、県議会、県教育委員会、県内市町村、市町村議会、(財)県体育協会、市町村教育委員会及び関係機関・団体の代表等のうちから会長が委嘱している。

なお、会長は、秋田県知事をもって充てられている。

（3）対策本部の概要

対策本部は、平成7年12月15日に設立されており、その目的、事業及び組織は次のとおりである。

ア 目的

本件国体の秋田県開催を契機として、本県スポーツの格段の普及・振興を図り、もって本県スポーツの発展に資することを目的としている。

イ 事業

前記の目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- （ア）スポーツの普及・振興の総合計画に関すること。
（イ）競技力向上の総合計画に関すること。
（ウ）競技力向上事業の実施に関すること。
（エ）競技力向上の条件整備に関すること。
（オ）その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

ウ 組織

対策本部は、県職員、関係市町村職員、県体協関係者、加盟団体関係者、関係機関団体の代表者及び学識経験者等の中から本部長が委嘱した委員をもって構成されている。

なお、対策本部長は、秋田県体育協会会長が充てられている。

（4）準備室職員の本件2団体の事務局事務への従事について

ア 本件2団体の事務局（以下「本件事務局」という。）において本件事務局は準備室に置くこととされ、それぞれ当該団体の運営等に関する

る事務を処理することを所掌事務（以下「本件事務局事務」という。）としている。
また、本件事務局には、それぞれ事務局長、事務局次長、事務局員を置くこととされ、準備室職員等にそれぞれの団体の長からの委嘱状が交付されている。

イ 準備室職員の本件事務局事務に従事について

準備室において準備室職員が従事している事務は本件事務局事務が大部分であり、準備室職員は県職員の身分のまま、本件事務局職員の職名により本件事務局事務を行っている。

なお、本件事務局事務以外の準備室の事務については、県職員としての職名により事務を行っている。

ウ 準備室職員の本件事務局職員就任手続きについて

準備室職員が本件事務局職員に就任し、本件事務局事務に従事することについて、秋田県教育庁職員等服務規程（以下「服務規程」という。）第6条に規定する職務免除（以下「職務免除」という。）の手続は行われていない。

なお、服務規程第19条に規定する団体等役職員就任承認の手続も行われていない。

(5) 準備室の使用について

準備室がある秋田地方総合庁舎は、公用に供する行政財産として出納局長が所管し、管財課長がその事務を分掌する県の公有財産であり、準備室に対して、次のとおり事務スペースが配分されている。

- 平成11年度 6階の一部に 85.32㎡
- 平成12年度 3階の一部に108.56㎡
- 平成13年度 3階の一部に141.68㎡

そして、準備委員会については平成11年4月1日から、対策本部については平成12年4月1日から、それぞれの事務局が準備室に設置され、前述のとおり準備室職員が本件事務局事務に従事している。

また、準備室職員の外に、本件2団体が任用した職員（以下「団体職員」という。）が次のとおり本件事務局事務に従事している。

ア 準備委員会

- 平成11年4月13日から平成11年4月23日まで 2名
- 平成11年4月26日から平成11年5月7日まで 2名
- 平成11年5月10日から平成11年5月12日まで 2名
- 平成11年6月1日から平成11年11月30日まで 1名

- 平成11年12月1日から平成12年5月30日まで 1名
- 平成12年5月31日から平成12年6月9日まで 1名
- 平成12年6月12日から平成12年6月23日まで 1名
- 平成12年6月26日から平成12年6月30日まで 1名
- 平成12年7月1日から平成12年12月31日まで 1名
- 平成13年1月1日から平成13年6月30日まで 1名
- 平成13年7月1日から平成13年12月31日まで 1名
- 平成14年1月1日から平成14年3月31日まで 1名

イ 対策本部

- 平成13年4月1日から平成13年9月30日まで 1名
- 平成13年10月1日から平成14年3月31日まで 1名

(6) 準備室の使用に係る手続について

団体職員の本件事務局事務に従事に係る準備室の使用について、秋田県財務規則（以下「規則」という。）第329条の2に規定する行政財産使用許可申請書が平成14年2月8日付けで本件2団体から知事に提出され、同日付けで同条に規定する行政財産使用許可書が交付されている。

その内容は次のとおりである。

ア 準備委員会会長あて

(ア) 許可する財産の明細

- 所在地：秋田市山王四丁目1番2号
- 名称：秋田地方総合庁舎
- 構造、数量等：使用人員1名 準備室内3.3㎡
- (イ) 許可する使用目的：準備委員会の事務局として
- (ウ) 許可する使用期間：平成14年2月8日から平成14年3月31日まで
- (エ) 使用料：使用料の額は免除とする。
- (オ) 諸設備経費の負担：電気料、電話料等の諸設備経費は、使用者の負担とし、この場合の負担額は別に指示する。

イ 対策本部本部長あて

許可する使用目的を対策本部の事務局とするほか、上記アに同じである。なお、諸設備経費の実費分については、平成14年2月8日から平成14年3月31日までの分については本件2団体に対して調定及び納入通知がなされているが、それ以前の使用相当分についてはなされていない。

また、準備室職員の使用については特段の手続はなされていない。

(7) 準備室の物品の使用について

準備室職員及び団体職員は、本件事務局事務のために、教育庁保健体育課に

所属する県の備品及び本件2団体が購入した消耗品を使用している。そのうち、団体職員が使用している主な物品は片用片袖机（備品）及び片用椅子（消耗品）がそれぞれ1個ずつである。

なお、本件準備室の物品の使用について、貸付の手続はなされていなかった。

2 監査対象課の説明

(1) 準備室及び準備室職員について

準備室は、県教育委員会の行政組織として、国体の開催に関する事務を行っている。

準備室職員は、国体開催に関する事務を効率的かつ円滑に推進するため、事務内容に応じ国体準備室、準備委員会及び対策本部の事務局の事務を遂行している。

国体開催に関する事務は、スポーツ振興法第6条第1項の規定により、県の処理すべき事務の一つとなっている。

(2) 準備委員会について

準備委員会は、国体に必要な総合計画に関すること等の事務を行っており、その内容は、国体の主催者である県が処理すべき事務である。

なお、国体開催に必要な準備事務を効率的かつ円滑に実施するためには、県、市町村等の緊密な連携のもとで実施する必要があることから、県では準備委員会を設置し、この準備委員会において県の処理すべき事務を行っている。

平成13年度の準備委員会事務局職員は、事務局長以下18名であり、うち17名が準備室職員であり、1名が団体職員である。

(3) 対策本部について

対策本部は、本件国体における天皇杯順位の成績向上を目指して、競技力の向上を図るため、各競技団体と密接に連携して選手強化等を行うために、平成7年12月に設置されたものである。

スポーツ振興法第14条第1項によれば、競技力向上に関する県の責務について、「国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、スポーツに関する競技力向上対策も、法第2条第2項に規定する県が処理する事務である。

平成13年度の対策本部事務局職員は、事務局長以下9名（事務局長は、準備委員会事務局長を兼任）であり、うち8名が準備室職員であり、1名が団体職員である。

(4) 準備室の使用について

ア 許可手続の要否について

(ア) 準備室職員の使用について

準備室がある秋田地方総合庁舎は、行政財産であるから、県が県の事務事業を執行するため、県職員が直接使用する場合は、行政財産の本来の目的に沿ったものであり法第238条の4並びに規則第329条及び同第329条の2に規定する行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）の手続は必要ない。

また、本件事案のように、各課室内で県職員が県以外の団体等の事務を行っている場合でも、それが各課室の長の職務命令により、県がなすべき責を有する職務としてなされている場合は、行政財産の本来の目的に沿った使用なので使用許可は必要ない。

(イ) 団体職員の使用について

団体職員の使用については、行政財産の本来の目的に沿った使用とは認められないので、使用許可の手続が必要である。

イ 準備室の使用に伴う金銭債権の発生について

(ア) 準備室職員の使用について

準備室職員の使用については公用であるので、準備室の使用について使用料や諸設備経費の実費の問題が生ずる余地はない。

(イ) 団体職員の使用に伴う使用料相当額について

本件2団体は、本件国体の開催準備に関し、県と密接な関係にある事務事業を行うことを目的にしている団体なので、秋田県行政財産使用料徴収条例（以下「使用料条例」という。）第3条の規定により県が使用料を免除できる場合に該当することから、本件2団体から使用許可の申請があった平成14年2月8日以降の使用については使用許可をし、使用料については免除した。

なお、従前の使用についても、使用料を免除できる場合に該当し、申請を怠ったことについて特に故意も認められないことから、請求は行わないこととした。

(ウ) 団体職員の使用に伴う諸設備経費の実費分について

諸設備経費の実費分については、減免規定がないので、本件2団体に対して従前の使用相当分も含めて請求する。

(5) 準備室の物品の使用について

ア 準備室職員の使用について

本件事務局において準備室職員が従事している事務は、県が処理すべき国体開催に関する事務であるから、準備室職員が当該事務を遂行するにあつ

て、準備室に整備されている県の物品を使用するのは当然であり、請求人の主張に理由はない。

イ 団体職員の使用について

団体職員の使用については、県職員ではないことから、貸付の手続が必要であり、現在、本件2団体と貸付の手続を進めている。

しかし、団体職員による物品の使用については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（以下「無償貸付条例」という。）第9条に規定する「公益上の必要があるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。」場合に該当することから、本件2団体に対しては無償で貸し付ける予定であり、従前の使用についても、本来の貸付手続がなされていれば無償で貸付されていたと判断されることから、団体職員の使用による損害は発生していない。

よって、請求人の主張に理由はない。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 準備室職員の本件事務局事務従事の性質について

監査対象課の説明によれば、準備室職員の本件事務局事務従事は、県職員が、県がなすべき責を有する事務に従事したものであり、本件事務局事務従事のために県庁舎等を使用することは、普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接県の公有財産を使用する「公用」にあたり、本来の目的に沿った使用である旨主張する。

準備室職員は、県から職務免除の承認を受けず、本件事務局事務に従事したものであるが、このような場合について、平成9年3月27日の東京高裁判決によれば、県職員が行った事務が、本来県の事務として独自に行うことのできる性質を有するものであれば、たまたま関係諸団体との連携の必要性から設立した団体において県職員をして従事させたとしても、県がなすべき責を有する事務に従事したものと見え、その行為が地方公務員法第35条に違反するとはいえないと判示されており、この判断は上告審（平成10年6月12日最高裁第2小法廷）においても是認されている。

そこで、準備室職員が従事している本件事務局事務が本来県が県の事務として独自に行うことのできる性質を有するか否かについて検討する。

まず、準備委員会について検討すると、本件国体開催は県が主催者であることから、本件国体開催の準備に関する事務も県の事務であるといえ、準備委員会は、この本件国体開催のために必要な準備を行うことを目的に設立した団体

であり、準備委員会事務局の事務は、本件国体を秋田県において開催するために必要な準備に関する事務であることから、本来県の事務として独自に行うことのできる性質を有するといえる。

次に、対策本部について検討すると、いわゆる地方分権一括法による改正前の法第2条第8項別表第1の34の2において、都道府県は「スポーツの振興に必要な事務を行う」とされており、対策本部は、本件国体の開催を契機として本県又スポーツの格段の普及・振興を図り、本県又スポーツの発展に資することを目的に設立された団体であり、対策本部事務局の事務は、本県又スポーツの振興という目的達成のために必要な競技力向上に関する事務であることから、本来県の事務として独自に行うことのできる性質を有するといえる。

以上のように、準備室職員は、本来県の事務として独自に行うことのできる性質を有する事務を、監査対象課が前記2の2及び3で主張する必要性等から設立した本件2団体において行っているものであり、前記判例からして、準備室職員は、県がなすべき責を有する事務に従事していると判断する。

したがって、準備室職員が、本件事務局事務の従事のために県庁舎等を使用することは、普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接県の公有財産を使用する「公用」にあたり、本来の目的に沿った使用であると判断する。

(2) 団体職員の本件事務局事務従事の性質について

次に、団体職員について検討すると、団体職員は、本件事務局事務に従事しているものであり、県がなすべき責を有する職務に従事しているといえる。しかしながら、その身分は県の職員ではないことからして、団体職員が本件事務局事務に従事するために県庁舎等を使用することは、「公用」にはあたらないと判断する。

(3) 準備室職員の県庁舎等の使用について

前記1で述べたとおり、準備室職員が本件事務局事務従事のために県庁舎等を使用することは、「公用」にあたり、したがって、使用許可や貸付の手続は不要であり、使用料、貸付料及び諸設備経費の実費分についての損害に係る金銭債権の問題は生じないものと判断する。

(4) 団体職員の使用について

前記2で述べたとおり、団体職員の使用は、「公用」にはあたらないことから、団体職員の使用については、使用許可の手続が必要である。

確認した事実関係及び監査対象課の説明によれば、本件2団体からの使用許可の申請に基づき平成14年2月8日以降の使用に係る使用許可（以下「本件使

用許可」という。)がなされており、本件2団体が県と密接な関係にある事務及び事業を行うことを目的とした団体であり、使用料条例第3条の規定により使用料を免除できる場合に該当することから、使用料について免除し、また、従前の使用についても、使用料を免除できる場合に該当すること等からその使用料相当額についての請求をしない決定がなされている。

使用料条例第3条によれば、「行政財産の使用が、公用若しくは公共用又は公益の目的によるときその他特に必要があるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、さらに、平成8年3月25日管-1307出納局長通知によれば、規則第329条第1項第1号に規定する「県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき」で、「県職員が兼務し実質的に県が運営する団体」、「主として県の補助、出資等により運営される団体」の使用料については免除できるとされている。

そこで検討すると、団体職員の準備室の使用については、前記1で述べた使用目的等からして、前記規定により使用料を免除できる場合に該当するものと認められるので、使用料相当額についての損害に係る金銭債権の問題は生じないものと判断する。

しかしながら、団体職員が使用している執務スペースに係る諸設備経費の実費分については、本件2団体が負担すべきものであり、本件使用許可がなされる以前の使用相当分については調定及び納入通知がなされていないことから、本件請求について怠る事実が認められる。

(5) 団体職員の準備室の使用について

前述のとおり、団体職員の準備室の物品の使用は、「公用」にはあたらないことから、団体職員の物品の使用については、貸付の手続が必要である。

監査対象課の説明によれば、現在本件2団体との間で、今後の物品の使用について、貸付の手続中であるが、本件2団体への物品の貸付は、無償貸付条例第9条に規定する「公益上の必要があるとき」に該当することから、無償貸付とし、また、従前の使用についても、無償貸付できる場合に該当すること等からその貸付料相当額を請求しないとしている。

無償貸付条例第9条は、「物品は、公益上必要があるときは、国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。」と規定しており、団体職員の物品の使用は、前記1で述べた使用目的等からして同規定による「無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる」場合に該当すると認められる。さらに、使用許可におい

て使用料を免除する場合と比較衡量すれば、無償で貸付できる場合に該当すると認められるので、監査対象課の説明のとおり、貸付料相当額についての損害に係る金銭債権の問題は生じないものと判断する。

(6) 結論

以上のとおり、準備室職員の県庁舎等の使用に係る請求人の主張には理由がないものと判断する。

しかしながら、団体職員の準備室使用に係る諸設備経費の実費分については怠る事実が認められるので、当該団体から従前の使用に係る分も含めて速やかに徴収するなどの措置を講ずること。

以上のとおり報告するので、その措置状況を平成14年3月29日を期限として回答するよう通知する。

なお、団体職員の県庁舎等の使用については、使用許可及び貸付の手続について遺漏が認められたので、今後十分留意するよう付言する。

秋田県 秋田県庁

秋田県庁第一課 総務課

秋田県庁第一課 総務課

印刷所

印刷所

秋田県庁第一課 総務課
〒990-1191 秋田県秋田市中区五丁目1番1号
株式会社 印刷所
〒990-1191 秋田県秋田市中区五丁目1番1号
TEL: 0182-876261 FAX: 0182-876262
E-mail: matsubarara@matsubararainstsu.co.jp